

地方消費税率引上げ分の状況（令和2年度松本市決算）

地方消費税率引上げによる地方消費税交付金（増額分）は、地方税法に基づき、「社会保障4経費及びその他社会保障施策に要する経費」に充てています。※1%→1.7%（平成26年度）→2.2%（令和元年度）

歳入：地方消費税交付金（増額分） 2,936,034千円

歳出：社会保障4経費及びその他社会保障施策に要する経費 18,659,505千円

【社会保障4経費及びその他社会保障施策に要する経費】

（単位：千円）

区 分	事 業 名	一 般 財 源	うち地方消費税 交付金充当額
○社会保障4経費			
	年 金	0	0
	医 療	2,963,196	793,340
	介 護	2,986,915	799,690
	子 育 て 支 援	938,871	251,370
	小 計	6,888,982	1,844,400
○その他社会保障施策に要する経費			
・ 社会福祉分野			
	障 害 者 福 祉 事 業	2,076,441	555,930
	高 齢 者 福 祉 事 業	168,006	44,980
	児 童 福 祉 事 業	487,658	130,560
	そ の 他	13,951	3,740
	小 計	2,746,056	735,210
・ 保健衛生分野			
	疾 病 予 防 対 策 事 業	1,107,942	296,630
	少 子 化 対 策 事 業 費	223,310	59,794
	小 計	1,331,252	356,424
合 計		10,966,290	2,936,034